

## 戸山市民センター基本使用料

### ◎貸室の使用料

使用場所等		時間貸し使用料（1時間につき）			通し貸し使用料			
		9:00～13:00	13:00～18:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
会議室（大）兼 視聴覚室		円 1,050	円 1,070	円 1,600	円 7,480	円 10,730	円 13,900	
会議室（小）		130	130	210	880	1,340	1,720	
和室（大）		600	580	970	4,060	6,170	7,940	
和室（小）		170	160	250	1,140	1,630	2,130	
調理室		640	610	1,010	4,300	6,460	8,360	
陶芸室		300	320	500	2,150	3,280	4,170	
体育館	貸切 使用	スポーツ に使用する 場合	540	530	800	3,790	5,350	6,990
		スポーツ 以外に使用 する場合	1,350	1,360	2,030	9,510	13,570	17,630
	個人使用 （1人につき）	小学生	20			/		
		中学生	40					
		高校生	70					
一般（大 学生を含む。）	100							

#### 備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額とする。
- 2 暖房を使用する期間(原則として11月から4月まで)の使用料は、規定使用料の3割増しの額とする。
- 3 和室(大)を仕切って1室のみを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割の額とする。
- 4 陶芸室の焼窯を使用したときは、燃料代等の実費を徴収する。
- 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。